

2026年度事業計画

法人経営方針

福祉・医療サービスの提供といった原点に立ち返って、利用者が安心して快適に過ごせるよう設備改善を図る。また、職員一人ひとりが自己有用感を持ち主体的に取り組めるような環境を整え、次の取り組みを軸に積極的経営を進める。

2026年度は第3次経営計画の初年度となることから、法人の経営状況と課題を職員と共有し、着実に計画を遂行する。

- (1) 人材確保策の拡充
- (2) 人材育成策の展開と人材定着率の向上
- (3) 空床期間の短縮及び高占床率の維持
- (4) 外来診療件数の増加
- (5) 各種事業における登録者数及び参加者数等の増加
- (6) 各種加算及び補助金等の積極的活用

I 法人本部事務局

1 適正かつ効率的な法人経営等

理事会及び評議員会への時宜に応じた報告、情報提供を行い、そこでの決議や様々な意見、評価等を法人経営や施設運営に反映するとともに、内部通報、内部監察等の内部管理体制を機能させ、適正かつ効率的な法人経営や施設運営を図る。

[主な年間スケジュール]

6月	第1回理事会 定時評議員会
9月	内部監察の実施
11月	第2回理事会 第2回評議員会
3月	第3回理事会 第3回評議員会

2 第3次経営計画の推進

最重要課題として取り上げた人材の確保・育成・定着を中心として着実な達成を目指す。

6月	第1回理事会及び定時評議員会において報告 ・第3次経営計画の2026年度進行スケジュール
11月	第2回理事会において報告 ・2026年度上半期の第3次経営計画の進捗状況

3 職員向け法人内報の発行

職場や業務内容の紹介によって職員の交流や職場の情報交換を図るとともに、入職時や異動時の心理的負担を軽減させることによって人材の定着につなげていくことを目的として、新たに職員向け法人内報を発行する。（年3回発行）

4 固定資産に係る実査体制の確立

固定資産の適切な現物確認（実査）により、紛失や会計処理の漏れを防止し、ガバナンスを強化するため、実査体制を構築する。

5 人材の確保・育成・定着

(1) 各施設の安定的な運営を支える職員の確保・採用

喫緊の課題となっている欠員を補充するため継続して採用活動を行う。各施設の安定的な運営体制を確保するため、2027年度に向けた採用活動も併せて進める。

そのため、特に採用困難職種については、各施設との連携強化し、多様な人材へのアプローチを進めるとともに、より広範囲な学校訪問、webを活用した説明会の開催等、法人及び各職場の魅力アピールする機会を引き続き拡大していく。また、WEB上の求人情報へのアクセス状況等を解析し、SNSの活用等、より効果的な求人の方法を検討する。

主な採用活動	目標
就職セミナーの開催	36回
合同就職説明会への参加	15回
学校訪問	10回

(2) 「人財」の定着に向けた働きやすい職場づくり

組織・事業を支える「人財」の定着を図るため、誰もが働きやすく、働き続けられる職場づくりを進めていく。昨年度育児介護休業法の改正に合わせ策定した、仕事と育児・介護の両立に向けた法人独自の取組の更なる周知を図っていく。

また、職員一人ひとりが尊重され、いきいき働ける環境整備の一環として、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメントのない快適な職場づくりに取り組む。

(3) 法人・施設の運営を担う職員の育成

職員が自らの仕事にやりがいを持ち、資質の向上に取り組んでいくために、昨年度実施した管理職等のマネジメント研修を引き続き行うとともに、資格取得支援事業の推進、人事異動の活性化などにより、職員の業務能力・スキル向上及びキャリア形成支援に取り組む。

本格実施した「目標によるマネジメントを活用した業務実績評価（目標チャレンジ）制度」を活用し、職員の成長を支援するとともに、評価を処遇に反映することでモチベーションの向上を引き続き図っていく。

今年度は(2)の取組みと合わせ、各々が有機的に連動するよう、第3次経営計画記載の「人材育成・定着指針」の策定に着手する。

Ⅱ 横浜医療福祉センター港南運営事業

1 全体目標

今年度、センター港南は開設から 10 周年を迎える記念すべき年となる。

改めて、施設の理念及び基本方針を見返し、「利用者の笑顔を第一に考え、優しく安全で質の高い医療・福祉の提供」や「医療に支えられた、うるおい豊かな生活の場」が提供できていたかを職員一人ひとりが振り返り、今まで培ってきた経験を活かし、利用者目線に立ったより良い施設運営を行う。

センター港南の課題である「長期入所児者の QOL 向上」「潤沢な短期入所サービスの提供」「信頼される外来専門診療」を達成するため、2026 年度も人材の確保・育成・定着の 3 項目を最優先に取り組み、業務の効率化、職員が働き易いと実感できる職場環境へと改善を図る。上記目標を達成するため、以下の指針に基づき事業を進めていく。

2 運営事業の指針

(1) 利用者へのサービス向上と利用者の重症化への対応強化

業務の効率化と職場環境の改善によって、長期入所者の QOL 改善と短期入所サービスの拡充を目指す。また、全棟の看護師の夜勤者 3 名配置を目ざし、看護・支援の業務分担の見直し、利用者の重症化への対応を強化する。

(2) 戦略的な人材の確保

横浜市や横浜市医師会による新たな人材確保システムの積極的な活用と外国人雇用(外国人留学生を含む)を行い、新たな人材確保につなげる。

引き続き、センター港南の知名度向上のため、各種学会・研修会等での発表やホームページ・SNS 等の活用や就職説明会への参加、学校訪問や実習生の受入れを積極的に行う。

(3) 人材育成と定着

人材育成と定着を図るため、他施設との人材交流を検討し、全ての職員が意欲的に業務に取り組めるよう、OJTをはじめとした研修体制と充実した福利厚生を模索し、職員にとって働きやすい職場環境の整備を進めていく。

(4) チーム医療の推進

医師や看護師、生活支援員、リハビリの専門職など多くの専門職が支援を行うセンターの特徴を活かし、NST、呼吸ケア、褥瘡ケア、ACP などチーム医療の推進を行う。

(5) 在宅支援サービスの充実

第 3 次経営計画に基づき、在宅支援事業の具現化を図る。

(6) 経営意識の向上

診療報酬改定の年であり、新設された加算等細部にわたり確認し、漏れの無い算定を行う。

(7) 安全管理

職員一人ひとりが医療安全の必要性、重要性を認識し、適切な業務を遂行できるよう安全な医療とケアの向上に努める。

(8) 地域交流

センター行事（コンサート等）を定期的に行い、地域交流を図るとともに、ボランティアの積極的な受入れを行う。

3 数値目標

事業名	2026 年度目標（前年度目標）	
外来診療	112.8 名/日	(110.0 名/日)
長期入所	142.6 名/日	(142.6 床/日)
短期入所	14.4 床/日	(14.4 床/日)

4 各部門の主要事業計画

(診療部)

- (1) 医療安全を常に念頭におき、安全・安心、良質かつ適切な医療・福祉サービスの提供を行う。
 - ① 各自安全面への意識を高く持って日常診療にあたる。
 - ② 入所、外来において良質な医療を提供し、かつ医療経済面を常に意識する。
 - ③ 入所は生活の場であることを念頭に、適切な薬剤投与、処置を実施する。
- (2) 入所利用者に求められる先進的な医療の提供。
 - ① てんかんの診断、治療薬の選択を適切に行う。
 - ② 感染症治療に当たってはマニュアルをもとに耐性菌対策を行う。
 - ③ 入所者の高齢化に伴い、がん検診・がん治療、緩和医療を強化する。
- (3) 外来利用者に求められる医療サービスの向上に努める。
 - ① 地域の医療機関と連携し、利用者の健康維持、生活の質の向上に努める。
 - ② 外来診療の人数・質を向上させ、地域における神経発達症の初診待機日数短縮に貢献する。地域の移行期医療の担い手となる。
- (4) 医療・看護水準向上のため、専門的な医療ケアチームの体制を整える。
 - ① 栄養サポートチーム (NST)
 - ② 摂食・嚥下外来
 - ③ 褥瘡ケアチーム
 - ④ ACP チーム
 - ⑤ 呼吸ケアサポートチーム (RST)
 - ⑥ 感染コントロールチーム (ICT)
- (5) 積極的に学会発表、論文作成を行い、医療のレベルアップと施設の評価向上に貢献する。

(診療支援部)

- (1) リハビリテーション課
 - ① 専門的な知識や技術を用いて下記の内容を実践する。
 - ・外来利用者の多様なニーズに対応したセラピーを提供する。

- ・多職種連携や医療ケアチームを通じて、入所者の入所生活を支援する。
- ・安心して利用できるよう、短期入所利用者のサポートを行う。

② 人材育成やリハビリの質の向上のため、三施設のリハ全体で連携し、合同研修及び勉強会を行う。

研修内容	目標
三施設合同研研修	年2回
職種別勉強会	年2～3回

(2) 薬剤課

- ① 薬物相互作用、副作用、新薬の情報を取得し安全で効果的な薬物療法に貢献し、長期利用者へは薬剤管理業務を行う。
- ② 後発医薬品への切り替えや在庫の整理を行い、効率的かつコストを意識した在庫管理を2ヵ月に1回実施する。

業務内容	目標
薬品の在庫管理	6回

③調剤システムによる効率的な薬剤業務を行う。

(3) 検査課

① 検査データの精度および信頼性の向上のため、日常精度管理の励行、定期的機器の点検・整備を医療法に基づき年1回実施する。

装置/機器類	点検内容
電解質測定装置	オーバーホール点検（必要交換部品の確認・実施）
血液ガス分析装置	指定定期交換部品の作業
心電計	漏れ電流の計測確認、出力波形の状態確認
脳波計	漏れ電流の計測確認、出力波形の状態確認

- ② 検査の依頼動向に合わせた検査体制をとって効率的な業務を実施し、検査件数の変動に支障ないよう対応する。市中の情勢を迅速に得て情報の提供を行い、検査試薬や検査キットの在庫管理を適正に行うよう努める。
- ③ 施設全体のチーム医療に貢献し、地域医療の発展に寄与する。

(4) 放射線課

- ① 利用者の安全性のため、被ばく線量の最小化を第一に考え、迅速かつ丁寧な撮影を行う。利用者に対し医療被ばくに関する情報提供を積極的に行い適正管理に努める。放射線業務従事者の被ばく線量管理を徹底する。
- ② 検査の精度・信頼性の向上のため、検査機器の保守点検及び整備、知識及び技術の習得に努める。
- ③ 効率的な業務を行い施設全体のチーム医療に貢献し、入所・外来の検査の円滑化に努める。

(5) 栄養課

- ① 衛生管理や食品アレルギー対策を徹底し、安心・安全な食事の提供に努める。
- ② 災害時に備え、食品・栄養剤の適切な在庫管理を月1回実施する。

業務内容	目標
食品・栄養剤の在庫管理	12回

- ③ 利用者の栄養状態の向上のため、適切な給食の提供を行う。
- ④ 経済性を考慮した食品選択や効率性の良い給食オーダー方法を考案・実践する。

(6) 医療機器の管理

- ①人工呼吸器をはじめとする医療機器を安全に管理・運用する。
- ②医療機器の適応や使用法についての情報提供を積極的に発信し、チーム医療に貢献する。
- ③医療機器の統一化や備品の管理を行い、コスト削減に貢献する。

(看護部・生活支援部)

(1) 居住支援部門

- ① 安全で安心できるケアを目指し、二人介助の推進と質の向上を目指す。
- ② 生活主体は利用者という認識の基、意思決定支援を実践する。
- ③ 学齢期～成人期～高齢期のライフステージに応じた生活と自立への支援を行う。
- ④ 研究的取り組みを行い、重心看護・支援の質的向上に努める。

(2) 在宅支援部門

① 医療福祉相談室

(ア) 初診受付・相談

新患相談受付窓口としてインテークの後、相談内容により診療部・リハビリテーション課・外来課との調整を行い初診に繋げる。施設の機能に関する利用相談および他機関への伝達等、利用者の不安に寄り添い必要な支援に繋げる。

(イ) 短期入所調整

利用者のニーズを把握し、稼働ベッド状況に応じて最大限の入所調整を行うと共に、新規利用の相談に応じて情報収集および関連部署との共有、事前外来の実施や体験入所等を調整の上、通常申込みに繋げる。

また、緊急入所の依頼があった際には、速やかに診療部・入所棟との協議を行い、受け入れ可否の判断や調整を速やかに行う。

(ウ) 新長期入所調整

行政との検討が速やかに行えるよう、候補者の選考に関わる情報整理を行う。入所者決定後は、関係機関、入所棟と連携し入所者およびご家族が安心して入所日を迎えられるよう支援する。

(エ) 指定特定相談支援事業の拡大

サービス等利用計画(計画相談)の要望を把握し、地域ニーズに応じていけるよう、在宅の重心児者の計画相談支援の実施を開始する。

(オ) 委託事業「二次相談支援事業」

横浜市からの委託を受けて、重症心身障害児者への専門性を活かして相談対応する。地域の支援機関(基幹相談支援センター、区役所、学校、通所先等)をはじめとした支援者サポートに努める。

(カ) 外部向け講座等の企画開催

地域啓発や支援者のスキルアップを目的とした講座・勉強会の企画及び運営を行う。

② 外来課

- (ア) 外来診療の質向上のため、本人・家族・他部門と連携し安心・安全でスムーズな診療環境を提供する。
- (イ) 外来受診者の在宅生活の継続ができるよう、家族個々の実情を把握し複数の部門・診療科と連携して適切な地域医療サービスを行う。
- (ウ) 管理料、指導料などのコスト漏れや、診療衛生材料の見直しを定期で行う。
- (エ) 感染対策は引き続き徹底し、安全な診療に取り組む。

(安全管理室)

- (1) インシデント・アクシデントの分析強化及び周知等に関わるシステムの導入を検討する。
- (2) 全職員が感染予防を理解・実行できるようにする。感染コントロールチーム(ICT)が中心となり、院内感染等の管理を徹底する。
- (3) 施設内の安全衛生のため定期的な巡視を行い、5S活動(整理・整頓・清掃・清潔・躰)に取り組む。

(管理部)

- (1) 戦略的な人材確保を目指すため、新たに人材確保戦略担当を据え、外国人雇用やSNSの活用、ホームページ及びパンプレットの改善を積極的に取り組む。
- (2) 入院基本料の7対1看護基準を維持し、増収を図るとともに、診療報酬改定に伴う新たな加算の取得を目指す。
- (3) 第3次経営計画に基づき、医療的ケア児への通学支援等、在宅支援事業開業の具現化を図る。
- (4) 職員の健康維持向上として、時間外労働時間や年次有給休暇取得日数の適切な管理の徹底を行う。
- (5) 大規模災害に備えた、防災対策の向上及び取組みとして、事業継続計画(BCP)の見直しを図るとともに、災害対策ワーキングを新設し、施設全体でのBCP訓練実施を目指す。
また、備蓄品の整理及び在庫数量等の見直しを年1回行う。

実施日	内容	備考
2026年6月	災害対策WG発足	
2027年2月	BCP全体訓練	
2026年7月	備蓄品在庫整理	※福祉避難所備品含む

- (6) 開設10周年を迎えるため、実行委員会を設置し、記念イベントを開催する。

Ⅲ 横浜療育医療センター運営事業

1 全体目標

法人の理念と経営方針の下、新たな人材の確保および人材育成策による職員定着率の向上に取り組み、必要な職員を確保した上で各事業の安定した運営を図るとともに、長期入所者の健康管理と日中活動の質の向上、在宅支援事業の安定的な運用、さらに災害時におけるより具体的な事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定を推進する。

2 運営事業の指針

(1) 人材の確保および育成強化と定着率の向上

一昨年度より人材確保担当職員を配置し、新規採用サイトの運用、人材紹介会社の求人ツール利用、各種求人イベントや合同説明会への参加、看護学校・福祉系学校への訪問、SNSによるPR、現職員からの紹介など様々な方法で職員募集を行ってきたが、看護師・支援員ともに十分な採用数に至っていない。今年度は世代によって企業に求める働き方が異なっている事に注目し、特にZ世代の価値観である多様性の尊重、環境問題・社会課題への高い関心、社会貢献活動（CSR）やSDGsへの取り組みへの敏感さ、などに重点を置いた求人活動を展開する。

一方、数年前から取り組んでいるウェルビーイング経営は、職員育成と離職率の低下にも一定の役割を果たしていると考えられるが、更に職員ニーズを把握して積極的な展開を継続する。

(2) 長期入所者の健康管理と日中活動の質の向上

高齢の長期利用者においては悪性腫瘍や臓器障害などの発症がしばしば見られているが、ACPで適宜本人の意思を確認しながら、その人らしく生活を続けるための支援を行う。

また、療護介護施設には利用者毎にその特性に応じた日中活動の提供が求められているため、評価支援プログラムであるMEPA-II R（ムーブメント教育・療法プログラムアセスメントII改訂版）を導入して、更に適切な個別支援計画の策定を進める。

(3) 在宅支援事業の安定的な運用

前年度は深刻な人員不足のため、短期入所の縮小と休止、生活介護利用者の減員、訪問看護ステーションえーる、ヘルパーステーションまいはーとの訪問件数制限など、在宅支援事業の縮小を強いられた。今年度も早期の欠員補充は困難な見込みではあるが、特に短期入所の回復を最優先課題として職員配置を工夫することで早期の復旧を目指す。生活介護においては現状に即した報酬制度への改正を引き続き行政に働きかけていく。

(4) より具体的な災害時事業継続計画（BCP）の策定

前年度まで年2回の全体大規模訓練と部門毎の小訓練を繰り返し、実効性の高い計画が出来上がってきた。今年度も同様に訓練を複数回行い、部署毎に更に具体的な計画を策定する。

また前年度から横浜市要電源医療的ケア児者個別避難計画が対象となる利用者に対して作成されており、その中で当センターは指定福祉避難所のひとつとなっているため、市との連携の下に必要な設備・備蓄品を整備する。

3 数値目標

事業名	2026 年度目標(前年度目標)
外来診療	89 名/日 (89 名/日) ※97 名/日(短期入所外来を含む。)
療養介護	92 名/日 (94 名/日)
短期入所	5.8 名/日 (9 名/日)
生活介護	15.5 名/日 (16 名/日)
訪問看護ステーションえーる	150 件/月 (160 件/月)
ヘルパーステーションまいはーと (居宅)	285 件/月 (285 件/月)
放課後等デイサービスはみんぐ	4.5 名/日 (4.5 名/日)
保育室ひかり	17 名/月 (16 名/月)
病児保育室あさひ	2.1 名/日 (2.1 名/日)

4 各部門の主要事業計画

(診療部)

職員の欠員を考慮した診療体制での継続が今後も予想され、著明な改善は期待できない。これを前提として、現状での優先順位を常に検討しながら、各事業をいかに継続させられるかが、今年度の課題である。長期利用者の平均年齢(2026.1月現在)はA棟49.9歳、B棟49.7歳、C棟45.5歳である。2024年度の逝去者8名中4名が悪性腫瘍、そのうち3名が大腸がんで逝去され、昨年度の逝去者2名の1名の死因も大腸がんに起因していた。死因として悪性腫瘍を原因とする割合が高くなり、非常勤外科医の役割は非常に重要となっている。

昨年度はACPに基づく多職種による症例検討会を専門医の研修および指導の下に行い、利用者像に見合ったケアの選択への道筋がついた。今年度日常診療での実践にて症例が蓄積され、センター全体に根付いていくように、研修やカンファレンスを定期的に行い、必要時の臨床倫理委員会の開催まで繋げていく。

大規模災害や感染症などに対する事業継続計画(BCP)に従い、救護班をはじめとして診療部門としての役割を果たせるように、定期的実践可能な訓練を行い、福祉および指定福祉避難所としての施設の役割に沿うように体制を整える。

(1) 長期入所 (目標 92 名/日)

- ① 重症化、高齢化する利用者に対する医療ケアについて、一般的には回復および現状維持を目的としているが、緩和医療への移行の見極めも重要となっている。流行性の感染症による呼吸、循環不全の悪化は加齢に伴って増加するため、軽微なウイルス感染でも年々注意を要するようになっていく。また、拘縮の悪化や骨脆弱性の進行などの要因により、治療目的のための姿勢変換をはじめ種々の医療処置の施行中に、骨折などの予期せぬ合併症を起こす危険性も高くなっており、日常ケアの困難化が進んでいる。職員の欠員が多い中でケア内容の効率化や多職種での協力は一層不可欠となっている。
- ② 他院他科との連携上での診療方針決定場面が増えており、多職種によるACPの取り組みをセンター全体により一層浸透させていく必要がある。

- ③ 両親の他界や高齢化のため代理意思決定者（保護者）がきょうだい世代及び第三者成年後見人へ移行する場合が増えており、両親とは異なる意向への変更や医療決定方針の決定困難事例も生じてきている。定期的な面談を対面で行い、必要時に意向確認を重ねながら、医療方針決定者の見通しなどを共有していく。
- (2) 短期入所（目標 5.8 名／日）
- ① 職員の欠員により、短期入所の受け入れが困難な状況は改善なく持続している。在宅生活者とその家族からの短期入所の要望は強く、全棟、他部署含めてセンター全体の事業として対応し、可能な限り短期入所病床を確保し事業継続を図る。
- ② 他施設（メディカルショートや地域包括病棟利用）利用を模索し、連携を強化する。在宅サービスの積極的な導入を進める。
- (3) 外来診療（目標 89 名／日）
- ① 救急体制、入院受入困難な状況を踏まえ、入院可能な病院との連携を行う。在宅訪問医の紹介が必要な利用者には勧め、必要な情報提供を適切に行う。
- ② 利用者及び保護者の高齢化に伴い、成人科との連携を図り、適切な診療科の紹介、社会資源の導入など在宅・地域生活の医療面からのサポートを行う。多岐にわたる専門医の知識を得るため研鑽する。
- ③ 発達障害の利用者のため、診療・相談体制の強化を行う。またリハビリ介入や心理など、当センターの機能が発揮し得る利用者の受け入れを積極的に進める。
- ④ 生活介護及び放課後等デイサービス利用者の体調管理にも関わり、協力して対応する。
- ⑤ 入所・外来にて栄養士チーム（NST）・感染対策・褥瘡のチームアプローチを進める。
- ⑥ オンライン診療につき、有益と思われる対象者について積極的に勧める
- ⑦ 歯科については、歯科衛生士の増員に伴い、長期利用者及び生活介護の口腔ケアについては積極的に関わり、口腔ケアの強化をスタッフと連携して進めていく。院内感染防止対策はもちろんのこと、利用者のニーズに応えるよう努める。長期入所者・生活介護の定期検診及びブラッシング指導、保育室ひかりの歯科検診、たちほどがやの定期検診及び訪問ブラッシング指導は例年どおり実施する。

(診療支援部)

- (1) リハビリテーション課（外来目標 60 件／日）
- ① 入所の頻度内容は、個々や病棟ニーズに応じて対応する。
- ② 生活介護の現場および在宅ニーズに応じて対応する。
- ③ 外来は発達障害を含め年齢や地域制限を設けず訓練サービスを提供する。
- ④ 地域支援として、訪問リハ・出前講習・たちいずみのへの派遣及び放課後等デイサービス事業（はみんぐ）への業務支援を行う。
- ⑤ 保育所等訪問支援事業の事業運営に関する業務を行う。
- ⑥ 横療・センター港南・あおばの 3 施設において安定した頻度・内容のリハビリの提供を実施する為、必要時に 3 施設間での業務連携、応援ができるよう体制を整える。
- ⑦ 人材育成については 3 施設が連携して行うこととし、リハチーム全体及び部門ごとの合同研修及び勉強会を実施する。

(2) 薬剤課

- ①医薬品の適正な供給および在庫管理を行う。
- ②有効かつ安全に医薬品を使用するための情報提供を行う。
- ③多職種と連携・協力し、薬剤の適正使用の確認に努める。
- ④配薬カートへの薬のセット、またセットされた薬のチェックを行い誤薬防止に努める。
- ⑤研修に参加し、知識と技能の向上を目指す。
- ⑥全自動散剤分包機の導入による業務の効率化と運用マニュアルの作成を行う。

(3) 放射線課

- ①利用者の安全性と被ばくの低減に努める。
- ②放射線安全管理に基づき、被曝管理を徹底する。
- ③放射線業務に携わる医療従事者の水晶体の被曝軽減に努める。
- ④他部署との連携・協力を図り、より良い診療支援を目指す。
- ⑤年間を通して、健康診断（一般撮影・CT・エコー）を診療部と連携して計画的に行う。
- ⑥年一回の放射線安全管理研修を実施する。
- ⑦読影の管理を実施する。

(4) 検査課

- ①全ての臨床検査において、迅速かつ正確であり利用者の安全を第一に検査を実施する。
- ②検査機器の管理と精度管理を徹底する。
- ③検査機器の動作状態を把握し、突然のトラブルが生じても適切な対応ができる体制を整える。
- ④業者と連携し試薬及び物品の納入状況を事前に把握し、業務に支障をきたさないよう臨機応変に対応する。
- ⑤診療・診断の妨げにならないよう、採血管などの検査試薬・容器の補充を徹底する。
- ⑥分かりやすい運用マニュアル、検査機器操作マニュアルの作成を行う。
- ⑦市中で流行する感染症の情報に注視し、他部署との共有・連携を図りながら、センターに適した院内感染予防・対策を徹底する。

(5) 栄養課

- ①衛生管理を徹底し、誤嚥防止に配慮した食事の提供を行う。
- ②「食べる楽しさ」充実のために、イベント食やリクエスト食を計画的に取り入れる。
- ③多職種と連携し、適切な栄養療法を提言する。
- ④外来栄養指導を積極的に実施する。月平均2件、年間24件以上を目指す。
- ⑤生活介護と放課後等デイサービス事業と連携する。
- ⑥災害、感染症拡大等、有事の際でも業務継続ができるよう「食のBCP」を整備し、実施訓練を重ねていく。

(6) 医療機器の管理

- ①医療機器を安全に使用できるようにまた、機器の性能が維持できるように保守を行う。
- ②医療機器(輸液ポンプ・シリンジポンプ)の一括管理し、効率的で適切な運用ができるようにする。
- ③医療機器の適正台数、施設内配置について検討する。

- ④他職種と連携して、信頼性が高く利便性のよい医療機器の選定を行う。
- ⑤平時から医療機器を扱う専門職として技術的な面から他職種を能動的にバックアップする。

(居住支援部門)

(1) 療養介護

- ①人材不足がより深刻化し、日々の支援の縮小が余儀なくされる中、長期利用者の高齢化や悪性腫瘍による疾患が年々増加しているため、医療・ケアの意思決定プロセスとして、本人にとって最善の方針を慎重に検討しACPを推進する。
また、個々の「今ならできる活動」を最優先で計画・実施を目指す。
- ②在宅利用者及び介護者の高齢化や利用者の重症化を考慮し、利用者への安心安全な生活保障を確保する。
- ③感染対策の取組をした上で、面会及び外泊・外出活動を積極的に推進する。
- ④様々な働き方を検討し、人材確保に努める。
- ⑤専門職としてキャリアアップが感じられるような取り組みを検討・実施し、定着率の向上を目指す。

(2) 日中活動

- ①感染状況をみながら、ボランティアを積極的に受入れ、活動を増やし、彩りある生活を提供する。
- ②ICTを用いた新たな活動様式を模索し、新たな発想で利用者の生活に広がりを感じられる活動を提供できるようにする。

(在宅支援部門)

(1) 外来看護

- ①外来診療・生活介護・訪問看護ステーション・病児保育室・放課後等デイサービス・左近山特別支援学校の医療ケア児童の通学支援事業等の多岐にわたる在宅サービスなど、役割が多岐にわたっている。業務の効率化と人材育成に重点をおき、人的資源を戦略的に活用することで外来業務の安定運営を実施する。
- ②チームケアを推進し、スムーズな外来及び在宅支援事業の運営に取り組む。
- ③重心及び発達障害児者への看護に関する研修や、他部署との連携の中で外来診療に関わる新しい情報を共有し利用者には有益な診療を提供できるようサービスに努める。
- ④訪問看護ステーションと連携し、相互の支援体制を継続していく。
- ⑤感染対策を確実に実施することや、関連した施設との連携を密にすることで、感染拡大を防止しご家族が安心して受診できる環境を提供する。
- ⑥コスト意識を高めて診療報酬に関する管理料・指導料等の適切な請求の向上と診療材料の価格の見直しを積極的に進める。

(2) 短期入所・入院

- ①人員不足をすみやかに解消し、今年度目標の5.8床の短期入所が安定して実施できる棟体制を確保する。(利用者の転棟など移動も含む)
- ②レスパイト等の定期的な短期入所に対応できるよう、各棟の役割を明確化し在宅サービス

の維持に努める。

③センター港南と情報連携を強化し、短期入所サービスの円滑な運営に努める。

(3) 生活介護（目標 15.5 名／日）

①効率的・柔軟性をもった送迎運行に努め、一人でも多くの利用に繋げることで家族の負担軽減を図る。

②利用者の重度化に伴い、医療ケアの特定行為三号研修の充実と体制整備を行う。

③計画相談との連携強化による在宅利用者支援及びサービスの向上を図る。

④個別支援計画の充実に努め利用者の満足度向上を目指す。

⑤登録者の重症化に伴い運営体制を検討する。施策上の対策の要望と併せ、課題解決へ向け、行動する。

⑥地域社会との連携、つながりを強化し、社会生活の充実を図る。

⑦AI を活用した事務業務の効率化を図り、職員が対人支援に注力し、利用者サービス向上につなげる。

(4) 医療福祉相談室

①一般相談

(ア) 相談窓口として、全ての相談に応じ、必要な支援を提供する。

(イ) 重度重複障害、及び、医療的ケアに関する専門的な相談に応じる。

(ウ) 発達障害、その他障害児者の診療・リハビリに関する相談に応じる。

(エ) 他機関との連携機能を強化し、専門機関への橋渡し、協働に努める。

②初診受付・相談

(ア) 新患相談受付窓口として受診希望者のインテークを取り、外来および診療部との調整を行い初診の案内をする。

③入所調整

(ア) 利用者のご家族や関係機関と連携し、安心して施設生活が送れるよう入所棟のサービス管理責任者と共同して支援する。

(イ) 利用者のニーズを把握し、入所棟との調整及びベッドコントロールを行う。

(ウ) 地域生活支援拠点等の役割を担い、緊急入所の相談に応じ、診療部・入所棟との調整を行う。

(エ) 最大限利用者ニーズに応えられるよう、毎月センター港南の医療福祉相談室との連携・調整を行う。

(オ) 新規利用希望の相談に応じ、面談による聞き取り及び説明・契約業務を担い、事前外来・日帰り短期入所などの調整を経て初回入所に繋げる。

④指定特定相談

(ア) モニタリングおよび更新の業務を遂行し、新規の利用受入を拡大していく。

(イ) 法人内（センター港南・たちほどがや）の定例連絡会議を継続し、情報共有および相談支援のサービス向上を図る。

(ウ) 地域の自立支援協議会および相談支援事業所との連携を推進し、専門機関として地域ニーズに対応し役割を果たす。

(エ) 地域生活支援拠点等の役割を担い、利用者対応やサービス調整などの業務をできる限り

各種加算の算定に繋げ、収入増を目指す。

⑤退院支援

(ア)当センターを主治医とする患者または利用者が他院へ入院した際、退院後の在宅生活移行へのアセスメントを行い、在宅サービス・在宅医療への情報伝達に努める。

必要時にはカンファレンスを開催し（退院前カンファレンスへの出席含む）、情報の共有と支援体制づくりのコーディネートを行う。

(イ) 退院時カンファレンスに積極的に参加し、加算の算定に繋げ、収入増を目指す。

⑥委託事業「健康相談」「巡回相談」の継続

地域活動支援センター作業所型・障害者地域活動ホーム等の相談依頼に応じる。

⑦スキルアップと後進育成

(ア) 部署内および4施設合同の勉強会、グループスーパービジョン、ケーススタディの継続的な実施。

(イ) 実習や研修講師依頼に応じ、社会福祉士、相談支援専門員などSWの後進育成に努める。

(5) 訪問看護ステーション「えーる」（目標 150 件／月）

①看護計画の定型化および記録の簡素化を定着させ、タブレットを活用した効率的な情報共有を標準業務として確立する。

②少ない人材配置でも業務効率化により創出された時間を活用し、訪問件数の平均的な維持と可能であれば保険外訪問を行うことで拡充を行うとともに、看護の質の向上を図る。

③他事業所と文書等による情報共有を行うことで、切れ目のない支援体制を維持、強化する。

④看護師以外でも対応可能な業務については他職種へ移行し、役割分担を行うことで効率の良い訪問看護を実施していく。

⑤センター研修やeラーニングを活用した人材育成を促進する。

⑥標準予防策の遵守を徹底し、感染による訪問中止を予防する。

(6) ヘルパーステーション「まいはーと」（目標 285 件／月）

①毎月の登録ヘルパーを含めたミーティングで研修を実施し利用者サービスの向上に努める。

②登録ヘルパーとの情報交換を密に行い離職防止を図ると共に、採用募集を継続し事業運営の安定を図る。

③訪問看護と連携をとりながら、医療ケアを安全に行っていく。

(7) 放課後等デイサービス「はみんぐ」（目標 4.5 名／日）

①安全で質の良いサービスを提供する。

②週 5 日、1 日 5 名の利用を目指す。

③研修や育成プログラムに積極的に取り組み、専門職としてのスキル向上に努める。

④利用者の重度化に伴い、医療ケアの特定行為三号研修の充実と体制整備を行う。

(安全管理部)

(1) 感染

①院内感染拡大防止のため、職員へ標準予防策（手指衛生、防護用具取り扱い、環境整備、洗浄・消毒・滅菌、リネンや感染ごみの取り扱い等）や職業感染予防策（ワクチンや抗体

価確認など)の推進を図ると共に、マニュアルの見直しと整備を図る。

- ②職員へ手指衛生行動チェックを継続的に行うと共に、手指衛生サーベイランスや順守率調査等から実践の評価を行い、さらに手指衛生推進に向けた取り組みを図る。
- ③毎月の院内ラウンドを通して、環境による接触感染リスクの抽出と改善に取り組む。
- ④多剤耐性菌や伝搬性のある感染症の発生状況について検査課と連携し、アセスメントを行うと共に、アウトブレイク防止対策に努めていく。
- ⑤災害や新興感染症等発生時に備えた、感染症BCPの策定と訓練を実施する。

(2) 安全

- ①インシデントレポートの背景要因の分析を促進し改善策に反映し、フィードバックを推進する。また、制約のある環境においてどのように成功しているのか、上手くいったことにも着目し、成功からの学びを深める。
- ②医療安全マニュアルの整備
「行為別要点と対策」を重点に、決めてきたことが引き継がれていくよう整備を進める。
- ③安全文化を根づかせていくため、安全管理の役割を担う各責任者(リスクマネージャーを含む)との対話を推進することで、センター内の安全に対する意識の向上を目指す。

(管理部)

(1) 管理課及び医事課

①人事、人材管理

(ア) 人材採用

取り組み内容	目標
業務別非常勤採用の促進	採用目標：5名
看護学校・福祉専門学校への訪問 実習生受け入れの広報活動	訪問目標：20校 実習生受入目標数：20名
各種就職説明会(横浜市・ハローワーク等)の参加 柔軟な働き方の提案と、各世代に適したアプローチによる採用活動を推進する。	採用目標：5名
法人で働く魅力の発信 採用サイトやSNSを活用して法人や重心施設で働く魅力を発信し、必要に応じてセミナー開催などの取り組みも検討し、よりに多くの求職者に魅力を効果的に伝える。	月1回発信

(イ) 人材定着

取り組み内容	目標
入職後フォローアップ面談の実施	3回(3・6・12ヶ月)
意見箱にいただいた意見の課題検討	改善事例3例の発信
コミュニケーションの促進 イベントやグループワークの実施(新人歓迎会やグループワーク研修など)や世代間のコミュニケーションギャップを埋める	年6回開催

研修の実施	
-------	--

(ウ) 時間外労働時間と年次有給休暇の取得日数を管理する。

(エ) 適切な人員配置の見直しを行う。

(オ) 施設運営推進会議を円滑に運営し、組織としての意思決定と運営体制の強化を図る。

②経理業務

適正な予算管理と執行を徹底し、健全なセンター経営のために経費削減と財務体質の見直しを進めるとともに、C棟大規模修繕に向けた修繕費用の積立を開始する。

③福祉、医療請求業務

障害福祉サービス収入・医療事業収入の請求業務を正確に行い、診療報酬改定に伴う報酬単価や加算要件を理解し、複数人での確認体制を整え加算の算定漏れを防止する。

④施設管理

(ア) 利用者の安心・安全のため、定期的な施設設備の点検および計画的な修繕を実施する。修繕の際には、補助金を積極的に活用する。

- ・2026年度C棟および地下駐車場LED工事（補助金活用）

(イ) 自然災害・感染発生時のBCP訓練の実施および非常用発電機の追加設置

- ・BCP訓練：2026年9月、2027年2月の2回の実践的訓練の実施
- ・個別避難計画に基づいた指定福祉避難所の整備事業（横浜市医療局）

2026年度	ガス発電機5台の設置 非常用発電配線増設調査
2027年度	非常用発電配線増設工事

(ウ) 大規模改修を見据え、施設設備状況を把握するための老朽化診断を実施する。
(2026年度下半期実施)

⑤物品管理

(ア) AIを利用した業務効率化の検討。

(イ) 慢性的な人員不足をカバーでき、業務効率向上につながるICT導入の検討。

(2) 保育室ひかり（目標登録児童数：17名）

- ①保育所保育指針を理解すると共に、園内研修を行うことで保育の質を高める。
- ②保育室内外の危険箇所を確認・改善を進めることで、安全に過ごせる環境づくりに努める。
- ③月間・年間指導計画のPDCAを行うことで、自らの保育を振り返り毎日の実践に活かす。
- ④センターの心理士及び管理栄養士との連携を行い、子どもの保育実践に反映させる。
- ⑤卒園児の新しい園生活をスムーズに促せるように、連携園との交流を行う。
- ⑥園見学、一時保育事業を行い、次年度の入所児童の確保や地域の家庭支援につなげる。

(3) 病児保育室あさひ

- ①病気の時を安心、安静、安全に過ごせるよう、より良い保育看護を提供する。
- ②研修へ積極的に参加し、専門知識と保育看護の質の向上に努める。
- ③セーフティネット機能を持つ重要な子育て支援施設としての役割を担えるよう、流行の病気を把握し、広く受け入れを行えるように予約の受け方を工夫していく。
- ④二次感染防止を徹底し、同病名の預かりを無理のない範囲で調整する。
- ⑤保育施設等にパンフレットを配布し登録者数を増やす。

⑥センター職員が安心して働けるよう、職員の子どもの預かりに柔軟に対応する。

IV 地域療育センターあおば運営事業

1 全体目標

利用児・職員の健康を守り、以下の2点を重点的目標とする。

(1) 人材育成と職場のウェルビーイング向上

職員一人ひとりが職位にかかわらず、組織人として、また支援者としてふさわしい人材へ成長していけるような職場づくりを目指す。

(2) 児童発達支援センターとしての事業展開

療育センターに求められる4つの中核機能、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能を踏まえ、前年度から行われている横浜市事業推進委員会で検討している事業内容に沿って展開していく。

2 運営事業の指針

(1) 利用児・職員の健康と安全を確保して、最大限にサービスを提供する。

(2) 利用児や保護者に必要な支援とは何か、どのように提供すべきかを第一に考える。

(3) 常に「人権尊重」を念頭に、「子どもの権利擁護」を職員相互に確認し合える職場の環境づくりに努める。

(4) 外部事業所として開設した一次支援事業及び昨年度拡充した二次支援事業の円滑な運用と円滑なサービス提供に取り組む。

(5) 他の地域療育センターや関係機関への職員派遣研修、交換研修など積極的な人材交流を行うことや研修への積極的な参加を促し、人材育成計画を推進する。

3 数値目標

外来診療は、前年度電子カルテ導入時に4月初旬に診療と訓練の制限を設けたため、大きく目標値を下回ったが、今年度は前年度と同様の目標値は達成可能と判断している。

通園課は、設定数を60名（届出数）として、2025年度実績を参考に登園率を80%とした（60名/日×80%）、こども支援室は設定数を12名（届出数）として81%とした（12/日×81%）

障害児相談支援事業については、対象を通年療育利用児に重点化していく中、外来利用児の対象数の減を見込んだ数としている。

部門名	事業名	2026年度目標（前年度目標）	
診療課	外来診療	38.7名/日	(38.7名/日)
通園課	児童発達支援	48.0名/日	(48.0名/日)
こども支援室	児童発達支援事業所	9.7名/日	(9.7名/日)
相談課	障害児相談支援事業	160名	(180名)
	保育所等訪問支援事業	70名	(80名)

4 各課の主要事業計画

(診療課)

(1) 医療従事者としての高い専門性

- ① 常に知識や技術の向上に努め、疾患概念、経過、治療法、予後など医学的専門知識に基づき、医療従事者として利用児を支援していくことを目指す。
- ② 各々の専門性を高めるために、研修など積極的に参加していく。

(2) 診療課の役割

- ① センターが展開する様々なサービスにおける診療課あるいは専門職として求められている役割を果たせるように努力し、サービスの充実を目指す。
- ② 診療課内だけでなく、他部門や多職種との連携を密にする。

(3) 安全並びに感染予防対策

- ① 利用児と保護者だけでなく、自身や他の職員を含む、センターに関わる全員の心身の安全の確保と感染予防対策の励行に努め、健全な環境の維持を行う。

(4) 他施設との連携強化

- ① 横浜療育医療センター・横浜医療福祉センター港南との連携を行い、専門職としての職能向上を行う。
- ② 他の地域療育センターなど他施設との交流や連携を行い、地域の中核として支援の充実を担っていく。

(5) 人材育成

- ① 各自専門性を高める学会や研修に参加する。
- ② リハビリテーション部門は、法人合同研修のほか、施設間交流も利用して育成していく。
- ③ 看護師は、センター港南での交流研修を始める。

(通園課)

(1) 年間療育日数：204日(前年度：210日)

(2) 利用児数 ※()は前年度

児童発達支援	105名	(110名)
--------	------	--------

(3) クラス数 ※()は前年度

児童発達支援	16クラス	(16クラス)
--------	-------	---------

(4) 療育体制

- ① 本年度も高頻度の療育のニーズよりも低頻度での療育ニーズが高い傾向がある。発達障害児の週5日クラスを1つ、週3日クラスを5つ開設する。低頻度の療育については両親共働き世帯の増加により、本来高頻度プランとなる児童が家庭要件で週2回が利用の限界という状況や民間の児童発達支援事業所の併用世帯が増え、通園を低頻度で利用するケースが多い。本年度も週2クラスを7つ設定する。また、できる限り療育目標が整うように、週5～週2利用児童を混合で組み合わせ、2クラスは、1つのクラスに通園頻度の異なる利用児が複数在籍しているクラスとして運営方法を工夫して実施するなど、利用児の状況の変化に応じて通園のあり方を検討しながら運営する。他に医療的ケア児を含めた肢体不自由児のクラスを1クラス設定する。

- ②医療、福祉型の区分が統一され、児童発達支援としての運営になるが、療育課題、身体状態を鑑みてクラス編成を行う。
- ③本年度も日々の定員を60名として運営する方針である。
2026年1月現在は定員を下回っているが、順次候補児の受け入れを検討し、定員を満たすよう進めていく。
- ④主任を中心にスーパーバイズ（相談）体制を設定する。
- ⑤卒園児のフォローとして、就学後も旧担任が多職種と連携しながら相談に応じていく。
- ⑥他職種が療育場面に参加する機会を設け、情報共有や多様な視点から児童および療育内容を検討する場を整備し、よりよい支援の充実を図る。

(5) 人材育成

- ①直接支援を実践する中で、療育を行うための知識・技術を養う。
- ②幼稚園・保育園・他の療育センターなどでの実施研修の機会を設定する。
- ③年間計画として集まる時間を設定し、クラス間の情報共有や対応についての検討を行う。
- ④通園内で直接療育に関連する事項の研修を実施する。

(こども支援室)

(1) 児童発達支援事業所の運営

横浜市地域療育センターが運営する児童発達支援事業所として、各課各職種との連携のもと、利用児の家庭や地域集団での日々の生活がより安定し、健全な発育に繋がるものとなるよう支援する。

- ①年間療育日数：162日（横浜市指定開所日数：158日）
年間療育日数は、横浜市指定の年間開所日数（158日）を充足できるよう162日で設定し、各クラス年間40回の療育日数とする。
- ②対象児童
3～5歳児の自閉スペクトラム症(ASD)などの発達障害やその疑いのある児童
- ③療育体制
クラス数：8クラス（週4日（火～金曜日）各日2クラス設定）
定員：各クラス6名 計48名
月曜日は巡回訪問（利用児の所属園への訪問）日に充てる
- ④療育内容
 - ・ソーシャルスキルトレーニングや成功体験の積み重ねを中心とした療育を実施する。
 - ・児童が所属する幼稚園・保育園等に訪問し対応方法等を共有する。（年1回以上訪問）
 - ・保護者に対して、日々の参観や懇談に加えて保護者勉強会を開催し、発達の理解と対応を深める。
 - ・卒園児に対しては、就学後も小学校期中は事業所が相談窓口になると共に、小学校1年生時には『卒園児の集い』を開催し、就学後の状況や相談ニーズを把握し、ライフステージの変化への伴走や必要な支援への橋渡しを行う。

(2) 二次支援事業の運営

初診を終えた後、集団の場を通して利用児の発達や保護者の理解の促進や、保護者同士のつながりを持つ場の提供を目的とする。民間事業所利用や就労世帯の増加など社会情勢も踏まえ、ニーズに合わせたサービス提供を目指し、既存のサービスの拡充、新規サービスの検討を行う。

集 団	主な目的	主な対象	回数（開催頻度）
肢体系 グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児：配慮された環境の中で個々に合わせた遊びや関りを提供する ・保護者：他児の保護者と知り合う 	肢体不自由児 1～5歳	月1×2グループ
知的発達系 グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児：自分で気づく、わかる、できたという経験を積み重ねる ・保護者：参観する中で子どもの特徴や対応の工夫を知る 	発達障害・その疑いのある児童 2～5歳	週1回（4カ月程度継続）×3グループ 年間：全9グループ
知的発達系 ひろば	<p>就労等で定期的なグループ利用が難しいご家庭が、可能な日程に申し込みで参加できるひろば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用児：楽しく集団参加を経験する ・保護者：集団参加の様子を職員と共有しながら、子どもの特徴を知る 	運動発達遅滞や発達障害・その疑いのある児童 3～5歳	月1～2回開催 申込制

(3) 人材育成

- ①OJTを通して、療育的視点や療育技術の向上を図る。
- ②定期的にそれぞれのクラスでの実践について情報共有を行い、相互的な研鑽に繋げる。
- ③地域の他施設・他機関に訪問し、見学研修や情報共有を行い、より良い支援に繋げる。
- ④職員それぞれの経験値を鑑みて、課内研修の設定や計画的な外部研修受講を促進する。

(相談課)

(1) 障害児相談支援

- ①初回の電話相談等では、的確な聞き取りやニーズ把握に努め、適切な情報提供やサービス利用に繋がる案内を行うとともに、相談者の不安感等の軽減が図れるよう対応する。
- ②センター利用に向けた事前面談については、初回の電話相談等から2週間以内の実施を目指し、利用児の持つニーズ・経過・背景等を丁寧に確認・把握し対応する。また、診療に至らない場合でも支援プランを明確にしてセンター内で共有するとともに、療育支援（サービス）へと繋げるほか、利用児が通う幼稚園・保育園等への訪問支援事業等について検討していく。
- ③外来診療やリハ訓練、通年療育等センターでのサービス利用開始後も、保護者等からの相談に継続的に応じ、必要な情報提供や案内・調整等の相談支援を行う。

(2) 計画相談支援

- ①福祉サービス(通園・こども支援室・保育所等訪問支援)の利用児の障害児支援利用計画書の作成(モニタリングも含めて約160名分作成)を円滑に行うとともに、関係機関を交えた個別支援会議にも積極的に取り組んでいく。
- ②区福祉保健センターや児童発達支援事業所との連携を継続的に図る。

(3) 各種事業

事業名	内容	回数
巡回相談事業	区内保育園・幼稚園への巡回相談	135園の内、約80園の訪問
学校支援事業	区内公立小学校への訪問支援	30校の内延べ30回の訪問(研修含)
保育所等訪問支援事業	区内外保育園・幼稚園、小学校への訪問支援	約70名についての訪問支援
区幼稚園・保育園研修	青葉福祉保健センター事業の共同開催	年2回の実施
こころのケア相談	保護者自身の精神的ケア	年12回程度の実施
地域の子育て拠点等への巡回支援	ラフール(4)、おもちゃの広場(4)、すてっぷ(2)への巡回支援	年10回の実施

(4) 相談支援・一次支援の強化

初診前の児童・保護者が、安心して利用・相談できる場を提供する一次支援事業所の安定的な運営を行っていくとともに、アウトリーチとしての訪問広場事業を積極的に展開していく。

事業名	内容	回数
ひろば事業 (みんなであそぼ)	地域(すすき野CP, 奈良CP)に出かけての相談支援	月2回
ひろば事業 (あおばであそぼ)	療育センター利用前の相談支援	年10回(土曜診療日に実施)
ひろば事業(はろお!)	相談開始後の一次支援・評価グループ	週10回程度

(5) 人材育成

- ①SW全員が出席する受理会議やSW間の個別の相談・調整・指導等のOJTを通じた、利用児・保護者への相談支援対応(相談・受理・支援方針の作成・調整等)の課内共有とレベルアップを継続的に行う。
- ②SWによる個別の支援情報・方針等を「こころのケア相談事業」を担当する外部の専門職(大学教授・精神保健福祉士)と共有しスーパーバイズを受けることで、より相談支援対応のレベルアップを図る。
- ③職員の中長期的な育成を視野に入れた年度毎の研修計画に基づく研修受講を促進するとともに、伝達研修等を通じて課内への成果物の周知・共有化を図り、課全体のレベルアップに繋げる。

(管理課)

(1) 経営管理

- ①施設運営に関わる経費の適正管理を徹底し、無駄を削減しつつ効率的な予算執行を行う。
またデータに基づく分析を行い、改善提案を積極的に実施する。
- ②労務管理の適正化と職場環境の整備を進め、職員が安心して働ける環境を整える。

(2) 施設管理

- ①施設の老朽化状況や設備の使用状況を定期的に点検し、必要な修繕・更新を計画的に実施する。補助金制度を積極的に活用し、負担を抑えながら安全で快適な施設環境を維持する。
- ②感染対策を日常業務に組み込み、清潔で安全な施設環境を維持する。衛生管理の質を高めることで、利用者満足度と職員の働きやすさの向上を図る。

(3) 人材育成

- ①業務遂行能力の向上を図るため、管理課として必要となる知識・スキルを計画的に習得し、正確性と効率性を兼ね備えた業務運営ができる人材の育成を目指す。
- ②相手の立場を踏まえた説明や対応を心掛け、信頼関係の構築に努め、コミュニケーション力の強化を図る。

V たっちほどがや運営事業

1 全体目標

行事の開催や外出活動は、以前よりも増やす事ができている。感染症には留意をしながらも、地域や外部の方との繋がりを大切にし、本人の望むより豊かな生活の質の向上を目指す。

通所事業である生活介護事業については「ほどがや」「いずみの」共通して事業拡充の検討と併せ、ほどがやは別場所での事業展開、いずみのは別場所への移転を行い安定した展開と加算等を含めた事業収入の増加を目指す。

利用者一人ひとりの健康状態に合わせた対応ができるよう、看護課を中心に状態把握をする。

2 運営事業の指針

- (1) 利用者一人ひとりの意思決定支援の更なる推進
- (2) 高齢化や重度化に伴う終末期の支援
- (3) 日中活動・外出支援の拡充
- (4) 看護体制の適切な配置
- (5) 人材確保・人材育成
- (6) 在宅障害児者を介護する家族支援の充実
- (7) 収支状況の改善
- (8) 労働環境の改善継続
- (9) 生活介護事業の展開

3 数値目標

事業名	2026年度目標（前年度目標）
入所支援事業	41.2人（41.2人/日）
短期入所事業	7.8人（7.8人/日）
生活介護事業	20.5人（20.2人/日）
いずみの課生活介護事業	18.0人（18.0人/日）
いずみの課放課後等サービス事業	4.0人（4.0人/日）

4 各課の主要事業計画

（入所支援課）

- (1) 意思決定支援
 - ① 意思決定支援実践研修事業の継続により支援の質の向上を図る。
 - ② 本人の望む暮らし方・暮らしの場の実現のためのカンファレンスを実施する。
 - ③ 地域移行の推進。
- (2) 利用者の高齢化・重度化への対応
 - ① 看護課と協働し小さな変化に対応できる観察力を養う。
 - ② 安全に適切な支援・ケアができる知識や技術の習得。

(3) 家族・地域とのつながり

- ① 地域連携推進会議の開催を通し、地域住民の一員としての関係を構築する。
- ② 施設行事に地域の方・家族を招待し信頼関係を構築する。

(4) 日中活動支援

- ① ユニットと協力し活動の拡充や活動率の向上を目指す。
- ② 他施設との交流。

(5) 人材育成

- ① 目標や課題に沿った研修への参加し学びをアウトプットしスキルアップを目指す。

(通所在宅支援課)

(1) 生活介護事業

- ① チームによる意思決定支援を推進し、本人のみならず支援者のエンパワメントにつなげる。
- ② 個別や集団の強みを生かした支援「活動選択」を中心に活動を提供する。
- ③ ボランティアとの交流や地域へ外出する機会を増やし、社会参加を促す。
- ④ 一人ひとりの個別の課題や家族のニーズを把握し、将来へ向けての準備を各関係機関と連携し支援する。

(2) 短期入所事業

- ① 長期入所利用者とユニットを共にする短期入所事業をして、全個室の環境をメリットとして捉え、状況に応じた柔軟な対応を実施し、安定した8床稼働を継続する。
- ② 本人や家族のニーズが共有できるように、状況に合った連絡・調整を行う。
- ③ 各関係機関と連携を図る。

(3) 指定特定相談支援事業

- ① 本人や家族が安心した生活が送れるように、各関係機関と連携を図る。
- ② 意思決定支援に取り組む。
- ③ 地域のネットワークを構築し、本人が目指す生活の実現に向けて支援する。
- ④ 各関係機関と連携を図る。

(4) 人材育成

- ① チャレンジ目標制度を活用して個人としての成長を促すとともに、通所部門独自の目標を設定して、チームとしても成長していく。
- ② 職員同士で意見を出し合う機会を設け、情報共有することで結束力を強めていく。

(5) 働きやすい環境づくり

役割分担を明確にして、業務時間内で収まるように工夫し、残業を減らしていく。

(たちいずみの課)

(1) 意思決定支援の推進

利用者一人ひとりの意思表現を丁寧に汲み取り、行動できる活動を実施していく。
又、近隣地域への外出活動やイベント等交流の場を広げていく。

(2) 利用者、利用者家族に寄り添った支援

利用者が笑顔で楽しめる場であると共に、様々な社会体験のできる場所にしていく。又、ご家族の思いにも寄り添いながら、利用者の自主性を尊重し持っている力を発揮できる場を創出し、基本的な感染対策を実施することで安心して利用できる場所にする。事業所の見える化を図り、活動参観会等普段の様子が見える機会を継続実施する。

(3) 人材育成

- ① 職員一人ひとりが余裕を持ち、生き活きと働ける環境作りのため、休暇や事務的な仕事を計画的に取り組める環境作りをする。
- ② IT機器や支援ソフトの導入を検討、業務の効率化を図り超過勤務の軽減をすすめる。
- ③ 外部研修の参加促進、内部勉強会、オンライン研修などを活用しスキルアップする。

(看護課)

(1) 看護師連携体制の強化

- ① 利用者の健康ステージ、ご本人ご家族の思いを共有し、よりよい看護が提供できるように連携を深める。
- ② 利用者情報、感染症対策、インシデント対策などほ도가や入所・通所・いずみの間で情報共有し、対応の統一化を検討する。

(2) 入所支援事業

- ① 原疾患・障害の進行・加齢による健康ステージの変化に合わせた、看護を提供する。
- ② ご本人・ご家族の治療・医療に対する思いを確認し、主治医・施設間で共有する。

(3) 短期入所支援事業

- ① 利用者が安心・安全にご利用できるように、ご家族・多職種との情報の共有と連携を図る。
- ② 体調の変化に対して、適時・適切な対応を行う。

(4) 生活介護事業

- ① 利用者が安心・安全に過ごせるように、ご家族・多職種と連携してケアを行う。
- ② ほ도가や、いずみの間で、利用者情報・感染症発生状況・インシデント内容と対策などについての共有を図り、基本対応を統一化することで、安全確保・リスクの回避を行う。

(5) 人材育成

- ① 感染症発生時の対応・連携により、感染拡大を防ぐことを目的とし、感染委員・看護師を中心として研修の実施、対応の検討を行う。
- ② 利用者急変時の対応・連携により、利用者の安全を守ることを目的とし、リスク委員・看護師を中心として研修の実施、対応の検討を行う。
- ③ 医療的ケアが安全に実施されるため、支援員の研修実施・技術確認を行う。

(管理課)

収支状況を分析し、経営改善に向けた検討を行う。

(1) 効率的な執行の管理

- ① 効率的・計画的な執行を行う。
- ② 助成金や補助金を積極的に活用する。

(2) 建物・設備管理

- ① 経年劣化による建物修繕及び設備更新について、引き続き必要な費用を積算する。
- ② 定期的な施設設備の点検と迅速で合理的な修繕を実施する。

(3) 労働環境整備

- ① 腰痛による離職を防ぐため、リフター導入を進める。
- ② 時間外労働及び年次有給休暇の取得状況を把握し、適正な勤務管理を行う。

(4) 防災・防犯・感染対策

- ① 飲料水などの備蓄を含めた防災計画やBCPを見直す。
- ② BCP訓練を定期的に行い、実効性のあるものにつなげる。
- ③ 福祉避難所設置及び開所運営訓練を実施する。

(5) 給食提供

- ① 利用者が高齢化・重度化している為、生活支援員や看護師から利用者の喫食状態や健康面の聞き取りを行い、食事形態を検討し、栄養管理で利用者の健康管理を図る。
- ② 入所利用中の給食では実現困難な利用者一人ひとりの食への要求や嗜好について、日中活動で行う調理活動を通して実現させ、利用者に合わせたものにつなげる。
- ③ 定期的な給食会議を開催し、利用者の状況の共有を行いながら、給食提供を行う。